

彩光苑 短期入所者生活介護 利用料金表（令和3年8月1日～）

【 料金表の見方 】

1. 1単位は10.33円となる。（介護保険法に定める地域区分（6級地）による）
2. 10割負担で表記する。（1割負担の方は1/10の額となる）
 例：要介護5の1日の介護サービス費
 $847\text{単位} \times 10.33\text{円} \times 1/10 = 875\text{円}$

【 介護サービス費 】 ★全員対象、1日ごとに発生する費用

項目	居室種類	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型短期入所介護費（Ⅱ）	多床室	596単位	665単位	737単位	806単位	874単位

【 1日ごとに発生する加算 】 ★条件を満たしたときに算定

項目	介護保険単位数	備考
生活指導員配置加算	13 単位	
機能訓練体制加算	12 単位	
個別機能訓練加算	56 単位	
看護体制加算（Ⅰ）□	4 単位	いずれかを算定
看護体制加算（Ⅲ）イ	12 単位	
看護体制加算（Ⅱ）	8 単位	いずれかを算定
看護体制加算（Ⅳ）イ	23 単位	
医療連携強化加算	58 単位	
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13 単位	いずれかを算定
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	15 単位	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位	
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	
緊急短期入所受入加算	90 単位	
在宅中重度者受入加算	421 単位	いずれかを算定
	417 単位	
	413 単位	
	425 単位	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位	いずれかを算定
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	いずれかを算定
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位	

【1ヶ月ごとに発生する加算】 ★条件を満たしたときに算定

項目	単位数	備考
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位	いずれかを算定
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	** 単位	所定単位数（介護福祉施設サービス費と加算の合計単位数）に8.3%を乗じた数が単位数となる。
介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	** 単位	所定単位数（介護福祉施設サービス費と加算の合計単位数）に2.7%を乗じた数が単位数となる。

【1回ごとに発生する加算】 ★条件を満たしたときに算定

送迎加算（片道）	184 単位	1回ごとに算定
療養食加算	8 単位	1回ごとに算定、1日3回限度

【食費】 ★1日ごとに発生

段階		料金	備考
負担限度額認定	第1段階	300 円	
	第2段階	600 円	
	第3段階①	1,000 円	
	第3段階②	1,300 円	
	第4段階	1,445 円	

【居住費】 ★1日ごとに発生

段階		料金	備考
負担限度額認定	第1段階	0 円	
	第2段階	370 円	
	第3段階①	370 円	
	第3段階②	370 円	
	第4段階	855 円	

【介護保険外の費用】 ★希望者のみ発生する費用

項目	料金	備考
電気供給費	25 円	1日ごとに発生、1品につき